

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、 防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

甲 谷 悅 雄 KOK 研究所長 訪米報告

十代木一ヶ射場計画案

1. 射場施設用地 約36ヘクタール(11万坪)

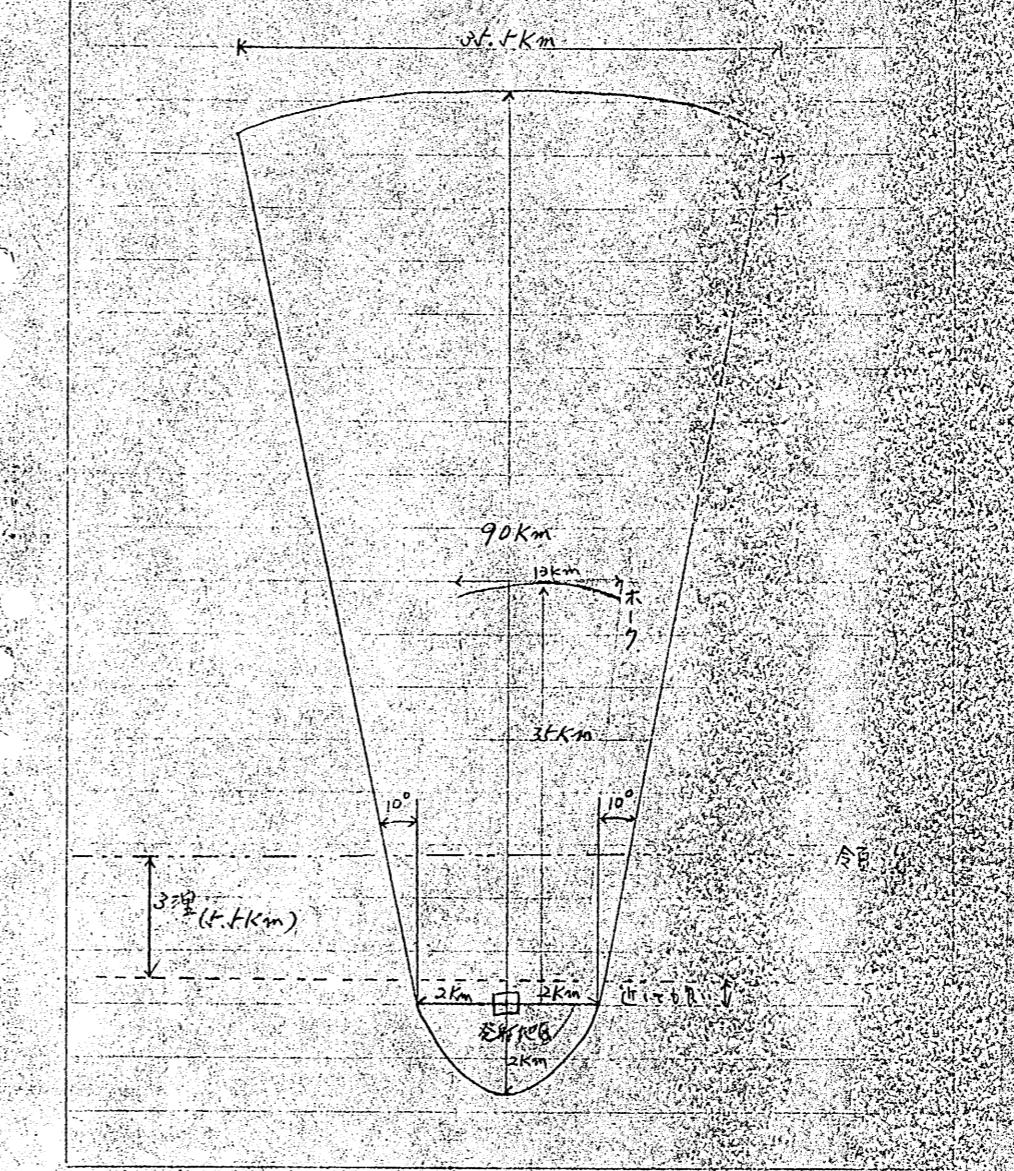
2. 陸上保守区域
ランナー中心半径約2kmの区域

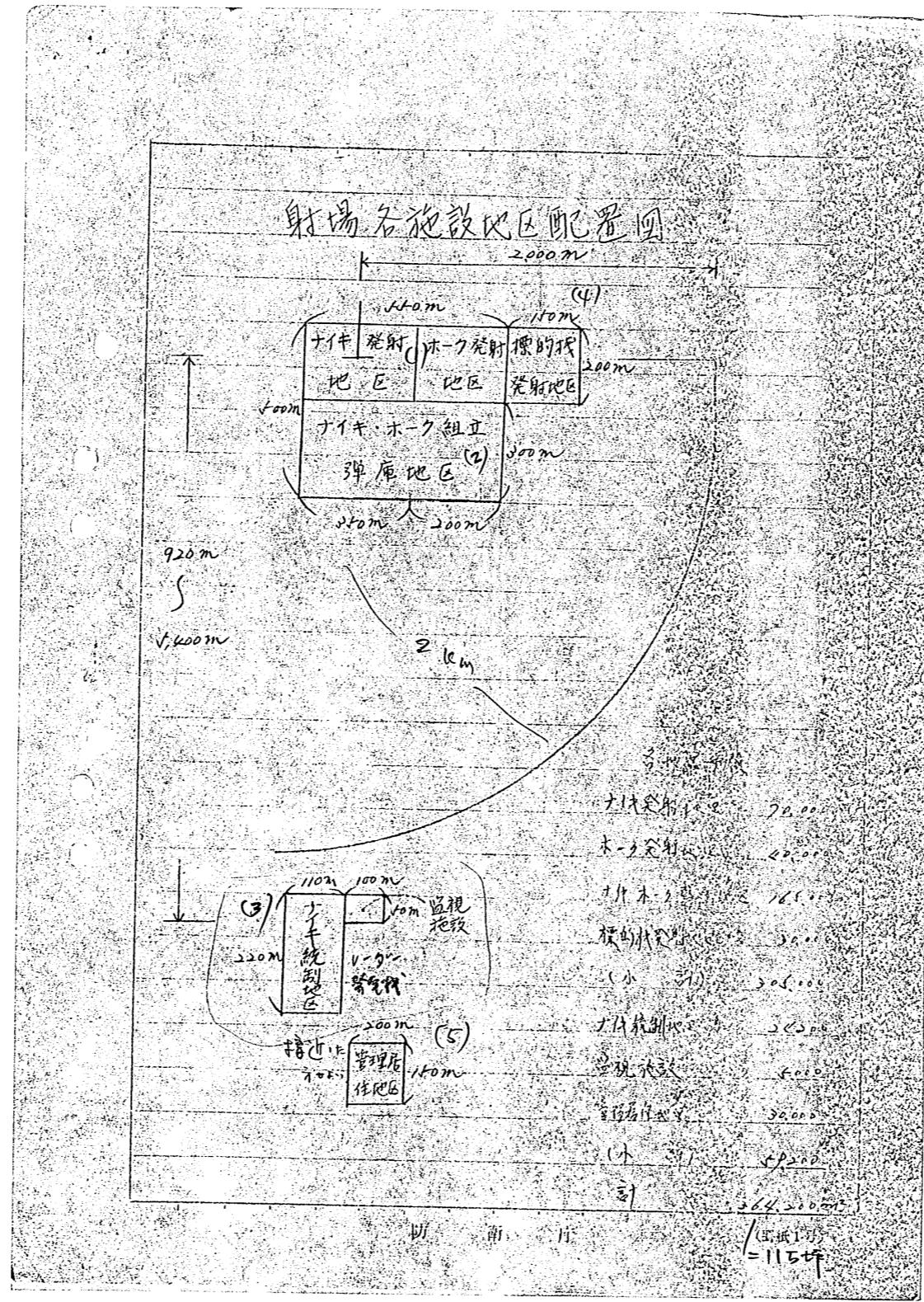
3. 海上保守区域
4km正面で両側10度の線で囲まれた区域
航行方向90kmの長さの海面は射撃実習のため
漁業の採業を禁止する。

4. 射場に付帯施設
空中 20,000m²

- (1) 十代木一ヶ射場施設配置
- (2) 駐屯工場、貯蔵庫等
- (3) レーダー等の射撃統制施設
- (4) 自擣無人機の発着場
- (5) 隊員の宿舎及び管理施設

保安地域説明図





秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

防衛省
内閣

沖縄ボーロー・パイント防空ミサイル
発射場使用について

45. 6. 22
北米オ一課

本件につき防衛省防衛課西方面員に聽取
した結果次のとおり。(閣僚新規記録)

1. 本土では十ヶ演習場として青森県を予定し、
要件土地、海面の確保に努めていたが、交渉は

難航しており、その実現の見通しは暗いといふ。

2. 防衛省では沖縄のボーロー・パイント防空ミサイ
(返還後)

ル発射場の使用を計らうの方針があり、九
月二十二日米軍よりも~~後用~~終戻地へ

112.

3. 従つて前記1.のとおり本土での演習場確保
が不可能となるば、前記2.の演習場の使

GA-6

外務省
1395

用ひつき本腰で入る検討せざるを得ない
とおもわれる。(但し現在は沖縄の演

習場使用についての検討は行なわれていな)

GA-6

外務省

東京夕刊 (一面)

45.6.20

候補に沖縄残波岬

防衛省・ナイキ演習場で検討



地空ミサイル「ナイキ」「ホーク」の施設整備を実施して之の演習場は、広大な地と海面を必要することが、洋上航行が困難になつてゐるが、洋上航行はこのほど沖縄本島の西海岸、残波岬(ホーリー・ポイント防護チャーチ)近くの漁港地の一つである、沖縄本島の西海岸に位置する許

間隔地となる。沖縄本島の西海岸は、ミサイル防護の施設として、これに奇麗のテス器材、多くの隕の施設がある。四箇所をすれば、米軍のマクレドン演習場程度の施設は可能としている。同時に、これは警戒哨など周辺の施設を含むものである。上年の暮れに開かれた、沖縄本島の防護は、その結果、飛行機の飛行が難しくなる可能性がある。飛行機の飛行が難しくなる可能性がある。

極秘

課長
諭旨事務官

北支譯長
防衛事務官

11.8.26 AM

大本、本部試射場在神羅川
建設方針の件

在日午後、防衛省官房法制調査官室幕山部長
より同方経理局方施設課相川部長が來課。防衛
省官房法制調査官室幕山部長は「本件は本部試射場
建設方針の件」と題する件の試射場在神
羅川建設方針試案（件名、本件上にあり実施計
画、施設設立権利種類の原定性と在神川
試射場訓練を行なう所）、防衛省による試射場
の「得失易」の点、政綱的問題を列記した法的立案
現行能年（如権利方略）と「越後郡野方町」
の点。先方中、在幕山部長官の指掌下に「是」
（同官官の直々の隸屬）（鹿児島出身）佐藤二郎（元別
出東京在日）（同官官の得失）と付言、本件方
より在日本法調査課北支事務官、政綱的=元仁

GA-5

回覧番号

米原 956

外務省

11月26日ノ件在幕山部長より本件は本部試射場在
神羅川建設方針の件、本件は北支譯の主管事項である。

北支譯より追加連絡主たる旨答へ置いた。
尚、易見（問題点）況の通りの通り。

記

1. 沖縄の指揮本部化と在日比栗の法的・運営問題の
解明（即ち既上上に使用可能か否か、若く万能
か）と併せて方法、形式（條約、政綱的措置、防
衛省・軍令行政的措置等）。

2. 派遣自犯隊員の取扱い、指揮官の在日院
上に派遣自犯隊員の場合の指標、免除の問題（即ち
訓練のため派遣者（江口昌黎）の場合は何らかの特權、免
除の規定の有無の有無）。

3. 本人の感覚、反応如何（註）。

4. 内内の政治的・社会的・經濟的。

(局、站、支所、本部道案、引内建設の諸江は實況困難外務省)

極秘

(註) 先づ傍聞のため相川部隊は幾度登場せしと云
防衛省より東軍事局より非公式に打撃一用地を照会す
と云う面で話を持つてお詫びせしと云々結果、從来仰仰
院が未だ土に附けておらず本試射訓練するに参入す
可能かと知れぬいか? 沖縄は近現在七代、河原の常設
試射場はなく、从多の施設の同器具を在土より持込して
実験をやり、手持持物などと云うことはX72.11月の過管
である由。) (次で、場所だけせりおきし)
(モロモロアラヒテ)

GA-6

外務省

北米局長

参事官

安全保障課長

北米課長

41.8.30
半地

陸上自衛隊ナキホー試射場
の建設案(沖縄)について

さきに防衛省より安保課にて検討方申入れのあ
れ、標記の件に關し、30午後同府相川、森山兩部員
を招致し、立案検討に資すための技術的內容につ
聽取した結果は次のとおり。

1. 試射場の用地、保安区域、施設等の概略計画の
詳細は別添のとおり。

2. 余記のほか参考となる可視次りとおり。

(1) 目的: 陸上自衛隊ナキホー部隊員の実射訓練
のための用地施設の置入の

(往來は半日製器機を使用して開催あり
部隊は半日以内に準備し実射訓練を行なへるが

GA-5

外務省

169

器械の生産化の傾向もあり又米側が侵入に難色を示し始めており、昭和42年度以降の実射訓練計画内に支障を記載(113.一五版)試射場を採用する見通しもない現状である)

(1)訓練人員：現在のナキ8中隊(1中隊140名)及びホーク4中隊(1中隊104名)

第3次防衛計画(昭和42~46)終了迄は
ナキ20中隊、ホーク24中隊による予定。

現地派遣はナキ及びホーク各1中隊計244名
を1単位とし、準備の一週間、実射の一週間に計2週間現地に滞在する。

各単位は1週間間隔で順次派遣される。
専門部隊を2単位(488名)、2つの事務、炊事等の管理要員約50名を加え、現地には常時約540名が滞在する予定。

(2)期間：各年最大限25週間
ホークの24中隊が実射訓練期間に最初の準備のための1週間を加えたもの
即ち、各年のどの時期で行なわれるか未決定。

(1)訓練：第2週目の実射期間中、実射11名中流良又斧
(斧射は天候に左右されるので3日目以降は断念)

(2)その他：25週間の期間、飛行は東洋方面持込
外、終了後は居住家庭等下降立撤去
して持ち帰る。

場所は沖縄本島以南立方の飛行
場で、周辺の島嶼を中心。

定期の空海航路は出来次第避けて
べきは当然である。他の通常(レーニー)
の障害に対する必要事を除けば、特別の
代理的條件(例：本島農漁所の近傍)を
考慮する必要はない。

半島の北沖縄試射場は東島の南立方
である。

七件試射場建設は昭和42会計年度
の予算で実現いたしました。その結果

予算要求の作業を進めていたので、遅れとか
対大蔵省予算折衝の時期までは、本審

の不否につき ~~既知~~ 既知いたし。
従つて同予算が認められた場合の建設

は(実射訓練が開始されるための合計
施設の完成)が42会計年度一杯に終了

いたるところ。
所持実際の建設作業には約6ヶ月

かかる見込み。